

## 一般会計予算決算常任委員会審査日程

日時 令和3年6月4日

本会議終了後

場所 第1委員会室

### 1 議案第54号 令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算(第5回)について

#### (1) 歳出(特定財源を含む)に係る説明

○ 3-2-9 子育て支援課(歳入15-2-2)

#### (2) 歳出(特定財源を含む)に係る質疑

# ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯向け給付金の骨子案

## 1. 支給開始時期

- 令和3年度分の課税情報が判明する6月以降、自治体ごとに可能な限り速やかに支給。

## 2. 支給スキーム

- 既存制度(児童手当及び特別児童扶養手当)の情報を活用し、**約8~9割の対象者は申請不要で口座に振り込む**方法を検討中。
- その他の対象者は、申請に基づき対応。**(申請期限は令和4年2月末)

## 3. 対象児童

- 基準日(令和3年3月31日)時点で、**18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)**

## 4. 支給対象者

- ① 上記の**対象児童を養育する父母等**であり、かつ、
- ② **令和3年度分の住民税(均等割)が非課税**である者(令和2年の所得によって決定)  
又は 令和3年1月1日以降の**収入が急変し、住民税非課税相当の収入**となった者

# 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

- ◎ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

## (1) 支給対象者

- ① **児童扶養手当受給者等**（低所得のひとり親世帯）
- ② **①以外の住民税非課税の子育て世帯**（その他低所得の子育て世帯）  
※②の対象となる児童の範囲は①と同じ  
(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）)

## (3) 実施主体

低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）  
及び福祉事務所設置町村  
その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）

## (5) 予算額

2,175億円（事業費1,895億円、事務費280億円）  
※令和3年度（令和2年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

## (6) スケジュール

- ① 低所得のひとり親世帯：令和3年4月分の**児童扶養手当受給者**について、可能な限り5月までに支給（**申請不要**）  
※ **直近で収入が減少した世帯等**についても、可能な限り速やかに支給（**要申請**）
- ② その他低所得の子育て世帯：今後、対象世帯の把握方法や支給方法等の実務について自治体と調整を行い、直近の所得情報の判明以降可能な限り速やかに支給

## (2) 給付額

児童一人当たり一律 **5万円**

## (4) 費用

全額国庫負担（10/10）  
※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担

◎ 個人住民税（均等割）の非課税（相当）限度額

単位：千円

世帯の 人数	家族構成例	非課税限度額 (所得)	非課税相当限度額 (非課税限度額 + 給与所得控除 額)
2	夫(婦) + 子 1 人	828	1,378
3	夫婦 + 子 1 人	1,108	1,680
4	夫婦 + 子 2 人	1,388	2,097
5	夫婦 + 子 3 人	1,668	2,497
6	夫婦 + 子 4 人	1,948	2,897
7	夫婦 + 子 5 人	2,228	3,297
8	夫婦 + 子 6 人	2,508	3,685
9	夫婦 + 子 7 人	2,788	4,035